

「千葉県個人情報保護法施行条例(仮称)」等の制定(案)
に関する意見募集結果について

【ちばづくり県民コメント制度に基づく意見募集】

「千葉県個人情報保護法施行条例(仮称)」等の制定(案)について意見募集を行ったところ、結果は以下のとおりでしたのでお知らせいたします。

- 1 定めようとする条例の題名
「千葉県個人情報保護法施行条例(仮称)」及び「千葉県個人情報保護審議会条例(仮称)」
- 2 結果の公表日
令和4年11月22日(火曜日)
- 3 意見の募集期間
令和4年9月20日(火曜日)～10月19日(水曜日)
- 4 意見の提出状況と県の考え方
意見提出者数2人
提出意見数19件

意見の概要と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	警察職員の氏名の開示・不開示については、法78条1項5号で対応すれば足りる。例えば、警察官が出席した市民公開講座であるとか、司法警察ではなく行政警察の分野でも警部補以下の警察官や同階級相当以外の警察職員の氏名が不開示とされている。これらの情報を不開示とすることで刑事司法分野に支障が生じるとはいえないから、警察職員であって規則で定めるものを開示情報から除く旨の規定を設けるべきではない。	警察職員であって規則で定めるもの(警部補以下の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察官以外の警察職員)の氏名については、警察の取り扱う情報が、犯罪捜査に関わるという警察職員の職務の特殊性から、開示される情報から除かれるものとなっているところです。
2	他自治体において、指定管理者や出資法人の役員及び職員の職務遂行に係る氏名を開示する旨の規定を設けている例もあることから千葉県においても同様の規定を設けるべきである。	御意見として業務の参考とさせていただきます。
3	食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等が情報公開制度で開示された	開示・不開示情報における「食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等」に

	<p>としても、個人情報の訂正請求、利用停止等請求をすることができないことや、開示請求者本人の個人情報であっても原則として不開示となることから、千葉県情報公開条例第8条2号ただし書きニに掲げる情報については開示情報とする規定を設けるべきである。</p>	<p>つきましては、千葉県個人情報保護法施行条例(仮称)に規定するか否かを検討したところですが、令和4年8月の千葉県個人情報保護審議会の答申「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について」のとおり、食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等については、情報公開制度で対応すれば十分であり、条例に規定する必要はないという考えです。</p>
4	<p>他団体と同様に、郵便による申請ができるようにしてほしい。</p>	<p>開示請求の手続における開示請求書の提出につきまして、現行の運用においては、原則として開示請求者が受付場所に持参することにより行うこととしておりますが、令和5年4月1日から法が適用されることに伴い、広く、郵送による手続も可能となる予定です。</p>
5	<p>開示申請手続きの際、県の受付職員が開示請求の取下げを迫ることを禁止する規定及び、違反した場合の罰則規定の新設。</p>	<p>法律に基づき運用してまいります。</p>
6	<p>開示閲覧場所を、総務部審査情報課だけではなく、他の場所でも閲覧できるようにしてほしい。</p>	<p>御意見として業務の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>写しの作成費用及び写しの送付に要する費用について、請求しないこととすべきである。</p>	<p>開示請求は、請求者のみが開示を受けることができる制度であるため、当該請求において生じた費用は受益者たる請求者自身に御負担いただくという考え方から、実費負担分は徴収する一方、手数料は現行どおり無料を維持することとし、可能な限り開示請求者の負担を抑えるよう配慮しております。</p>
8	<p>千葉県個人情報保護審議会の答申(答申第289号)において、開示請求手数料を徴収しない理由として、「大量請求事案は見受けられるが、一部に留まっているため、あえて手数料を徴収する程の実態とはなっていない。」とされている。どの位の分量を以て大量請求と表現されたかは不明であるが、開示請求手数料を徴収しない理由としては、</p>	<p>御意見として業務の参考とさせていただきます。</p>

	いわゆる大量請求とされる事案が一部に留まっていることを理由とすべきでない。	
9	自己情報コントロール権を十分に保護するためには、個人情報保護法制に係る行政不服審査請求における口頭意見陳述について、せめて、千葉県個人情報保護審議会の委員の交通費同様に、行政不服審査請求人、補助参加人、代理人、保佐人の往復分の交通費実費を千葉県が負担することとする規定を設けるべきである。	交通費につきましては、受益者負担の観点から、請求者自身に御負担いただいているところです。
10	千葉県個人情報保護条例 49 条 6 項に規定されている「審議会に提出された意見書又は資料」については、審査請求人等から閲覧の求めがあったときは、拒否することができない旨が規定されているが、自己情報コントロール権を十分に保護するためには、審査請求人等が求めることができることに、閲覧だけではなく、写しの交付(送料を含む。)としたうえで、写しの作成費用(いわゆるコピー代)及び写しの送付に要する費用(郵送料金)について、徴収しないこととする規定を設けるべきである。	「審議会に提出された意見書又は資料」に係る写しの作成費用及び写しの送付に要する費用につきましては、受益者負担の観点から、請求者自身に御負担いただいているところです。
11	コピー代を郵便で支払う際、郵便局の小為替による支払のみに支払い方法が限定されているところ、銀行振込による支払ができるようにして欲しい。	御意見として業務の参考とさせていただきます。
12	開示決定期限については現行の 15 日でも長すぎるどころ、30 日以内(法の適用)とすることや、それに伴い延長期間と合わせた日数を現行の 45 日から 60 日とすることは、個人情報の迅速な開示の観点から大きな問題である。	社会情勢の変化により県の取り扱う個人情報、多岐に渡りかつ複雑なものとなっており、個人情報の開示請求及び開示決定の件数も近年増加傾向にあるため、これまで以上に慎重な対応が求められております。 今回、開示決定期限につきましては、千葉県個人情報保護審議会の議論において、個人情報の開示に当たっては拙速な判断であってはならず、慎重に対応すべきとの意見が出されました。そのため、

		<p>決定期限については、検討のための期間を十分に確保するため、現行条例の15日から法の定める30日に変更することが適当である旨の答申のとおりと考えです。</p> <p>なお、決定期限は15日から30日に変更するものの、速やかに開示決定が可能なものについては、実施機関の担当課に対して迅速な事務処理を求めるなど、運用面において十分に配慮してまいります。</p>
13	<p>開示請求に対する処分の通知(千葉県個人情報保護条例21条1項及び2項)、延長の通知(千葉県個人情報保護条例22条2項、34条2項、43条2項)、個人情報の提出先等への通知(千葉県個人情報保護条例38条1項及び2項)、千葉県個人情報保護審議会に対する諮問(千葉県個人情報保護条例47条1項)について、千葉県個人情報保護条例で速やかに行うと規定されているものについて、速やかに行わなければならないとする規定を設けるべきである。</p> <p>同様に、訂正請求に対する措置、利用停止等請求に対する措置についても、速やかに行わなければならないとする規定を設けるべきである。</p>	<p>御意見として業務の参考とさせていただきます。なお、現在、「知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」において、「速やかに」とする規定を設けております。</p>
14	<p>千葉県個人情報保護条例39条2項で定められている個人情報の収集停止請求についても行えるように規定すべきである。</p>	<p>法律に基づき運用してしてまいります。</p>
15	<p>答申尊重義務を規定するだけでは不十分であり、迅速に裁決することも重要であることから、答申を尊重して速やかに裁決することとする規定を設けるべきである。</p>	<p>審査請求に対する裁決につきましては、現在、「知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」において、答申を受け付けた日から裁決までの標準的な処理期間を定めているところです。なお、標準処理期間につきましては新たな要綱を整備し、規定する予定です。</p>
16	<p>行政文書開示請求に係る情報公開推進会議と同様、個人情報の開示請求につ</p>	<p>御意見として業務の参考とさせていただきます。</p>

	いても情報公開推進会議をつくって欲しい。	
17	存否応答拒否の決定、開示決定等の特例延長、訂正決定等の期限の特例延長、利用停止決定等の期限の特例延長についても、実施機関、担当課、それら判断の年月日、申請の年月日、処分の年月日、存否応答拒否の理由、特例延長の理由、処分の内容について公表すべきである。	公表の内容につきましては、今後、検討して参ります。
18	総務部審査情報課の職員の対応を監視する職務を執行する覆面調査員を設ける規定の創設。	御意見として業務の参考とさせていただきます。
19	千葉県議会の個人情報保護については、千葉県個人情報保護条例とせめて同水準ないしはそれよりも高水準で個人情報を保護する千葉県議会個人情報保護条例を制定すべきであり、その制定に当たっては、本件と同様にパブリックコメントを実施すべきである。また、千葉県議会個人情報保護条例の処分・不作為についての行政不服審査請求も、千葉県個人情報保護審議会に諮問すべきである。	千葉県議会につきましては、「ちばづくり県民コメント制度(パブリックコメント)に関する指針」において、パブリックコメントの対象から除かれております。

5 資料の入手方法等

千葉県ホームページからダウンロードできます。

また、以下の場所でも入手、閲覧ができます。

(1) 配布場所

- ・千葉県総務部審査情報課個人情報保護班(県庁南庁舎 1 階)

(2) 閲覧場所

- ・県政情報コーナー(県庁本庁舎 2 階)
- ・各地域振興事務所
- ・千葉県文書館行政資料室
- ・千葉県総務部審査情報課個人情報保護班(県庁南庁舎 1 階)

問い合わせ先

総務部審査情報課個人情報保護班

電話：043-223-4628

FAX：043-227-7559